

提出書類の記入要領について

防火設備

●防火設備定期検査報告制度について

建築基準法第12条を根拠として定められた法定調査は、主に「特定建築物定期調査」「建築設備定期検査」「昇降機等定期検査」に加え、2016年6月の建築基準法の改正によって「防火設備定期検査」が新しく創設・運用されており、この防火設備定期検査は、防火設備（防火扉・防火シャッター他の設備、防火区画の確認等）に特化した検査となります。

不特定多数の方が利用する建築物等において、火災等の事故が起されれば大惨事に発展する恐れもあり、防災・避難に係る設備等を含む建築物全体を常に適法な状態に維持管理する事は、所有者・管理者にとって何よりも優先されるべき事です。その為、専門の知識をもった有資格者にて定期的に検査を行い、その結果を特定行政庁に報告することが義務づけられています。

※「消防用設備等点検報告」と混同される場合もありますが、こちらは消防法を根拠とした点検・報告制度であり、検査資格者も全く異なります。

●定期検査報告の流れ

案内通知

行政庁から所有者又は管理者に**定期報告提出依頼の文書**が届きます。

建築基準法第12条第3項では、所有者（管理者）は、その特定建築設備等についての状況を1級・2級建築士又は防火設備検査員に検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告することを義務づけています。通知が届いたら有資格者へ検査依頼をしてください。

定期検査

検査者（1級・2級建築士又は防火設備検査員）は、国土交通省告示により規定される検査項目、検査事項、検査方法及び判定基準に基づき検査する。

〈留意点〉

- ・書類審査により検査対象物の設置状況を確認する。
- ・検査対象全般について外観検査を行い、完成図書のとおりに検査対象物が設置されているか確認する。
- ・防火設備の防火区画の構成範囲を確認する。
- ・居住者や在館者等に混乱が起らないよう、事前に管理者・所有者等から検査日時等を周知するよう要請し、安全に留意し検査する。
- ・検査終了後、すべてが元の状態に復旧されているかを確認する。またその旨を所有者等に報告する。
- ・全検査終了後に防火設備に関する保守管理の状況を所有者等に報告し、改善内容等を指導する。

定期報告書作成

検査者は決められた報告様式により、定期検査報告書を作成する。

※報告者は、所有者と管理者が異なる場合には「**管理者**」となります。

定期報告書提出

定期検査報告書を提出する。

提出窓口：公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 建築課
(〒849-0936 佐賀市鍋島町森田912番地)

報告期限は4月1日～翌年3月31日

※建築基準法施行細則により、検査から2か月以内に報告をするよう定められています。

※毎年10月～11月末および年度末は定期報告が重なり、提出窓口は大変混雑しますので早めのお手続きをお勧めします。

審査結果通知

行政庁より報告者宛てに「**審査結果通知書**」が届きますので大切に保管してください。

今回の検査で【要是正】の指摘があり、改善予定の記載がない項目については「**是正計画書**」の提出を求められます。

防火設備定期検査報告書 様式

●定期検査報告書

- ・ **1部**提出する。
- ・ 下記の順番にクリップ等でまとめる。
(フラットファイル等には収納しないでください。)
(差し替え等の可能性があるため、ホッチキス留めはしないでください。)

報告の際は必ず佐賀県（市）のホームページより最新様式をダウンロードしてください。

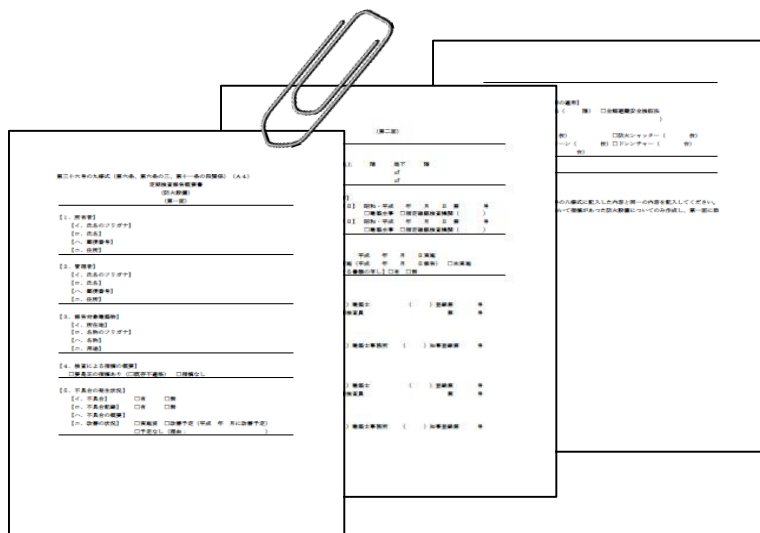
- ① 定期検査報告書（第36号の8様式）
- ② 検査結果表（別記第1～4号）※検査対象となる設備分を添付
- ③ 関係写真（別添2様式）※要是正の指摘がある場合のみ添付
- ④ 検査結果図（別添1様式）※各階平面図を添付



●定期検査報告概要書

- ・ クリップ等でまとめ、**1部**提出する
(指摘なしの場合は第一面のみご提出ください。)

報告書と一緒に最新様式をダウンロードしてください。



令和5年度から定期報告書の提出部数が変わりました

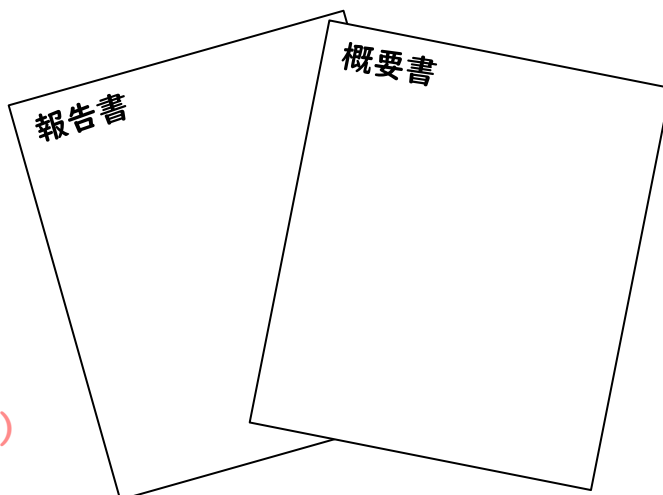
変更前

- 定期報告書(正)
 - 定期報告書(副)
 - 定期報告概要書
- 2部
1部



変更後

- 定期報告書 1部
- 定期報告概要書 1部



定期報告書の提出が
1部に変わりました。
※控えとして、報告書表紙(写し)
のみをお返しします。

前回の報告より内容等に変更がある場合に添付

定期報告対象建築物に係る変更届

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

日付は提出日です

令和 〇 年 〇 月 〇 日

特定行政庁

佐賀県知事
または
佐賀市長

様

届出者：住 所 佐賀県佐賀市佐賀町456

令和3年1月1日より押印不要

：氏 名 〇〇〇文化会館 館長 佐賀 花子

：電 話 0952-12-7890

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

※印項目は必ず記入を、変更項目箇所はレ印を記入して変更内容をご記入ください。

※ 区 分	建築物	建築設備	防火設備	(該当する区分は全て○で囲む)
※ 建 物 名 称	〇〇〇文化会館			
※ 建 物 所 在 地	佐賀県佐賀市佐賀町456			
内容変更		変 更 前	変 更 後	
☐ 所有者	住 所	〒 ー	〒 ー	
	氏 名			
	電 話	ー ー	ー ー	
☒ 管理者	住 所	〒 ー	〒 ー	
	氏 名	〇〇〇文化会館 館長 佐賀 県太郎	〇〇〇文化会館 館長 佐賀 花子	
	電 話	ー ー	ー ー	
☐	建 物 名 称			
☐	建 物 用 途			
☐	建 物 閉 鎖 (注1)	※変更が生じた年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日		
☐	建 物 解 体 済	※変更の理由等		
☐	建 物 再 使 用	人事異動による館長の交代		
☐	売 却 (注2)			
☐	競 売 中			
☐	そ の 他			

(注1)「建物閉鎖」欄は、建物使用の休止、一部休止を含みます。

(注2)「売却」欄は、新しい所有者が不明な場合に記入してください。

『防火設備』 定期検査報告書の記入例

第三十六号の八様式（第六条関係）（A4）

定期検査報告書 (防火設備) (第一面)

報告の際は必ず佐賀県（市）の
ホームページより最新様式を
ダウンロードしてください。

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実
に相違ありません。

佐賀県知事
又は
佐賀市長

様

窓口にて受付完了時に月日を記入して下さい。
また検査日(調査日)から2ヶ月以内に報告して下さい。

年 月 日

所有者と管理者が異なる場合は管理者を
記入して下さい。

報告者氏名

検査者氏名

押印
は
不要

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【ロ.氏名】（法人の場合）
法人の名称及び代表者名まで記入して下さい。

【ニ.住所】
法人の所在地を記入して下さい。

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

前回報告時から、所有者・管理者・建物名称等に変更がある場合
は「変更届」の提出、または報告書の変更箇所に「変更前情報」
を併記してください。
(例) 《変更前》〇〇〇文化会館 館長 佐賀 県太郎

※「管理者」とは、当該建物の維持管理、長期修繕計画等
に対して金銭面も含め、主体的に関与している者。

【3. 報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

【イ.所在地】は、**住居表示**にて記入して下さい。

【4. 検査による指摘の概要】

☐ 要是正の指摘あり ☐ 既存不適格 ☐ 指摘なし

検査結果表を反映し記入して下さい。
(第二面.6.イの記入と同じになります)

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

※この防火設備定期検査報告書の【第一面】1～3 【第二面】1～2については、『特定建築物』定期調査
報告書と整合する内容を記入して下さい！

(※所有者・管理者・建物名称等の変更がある場合は変更届の提出にご協力をお願いします。)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m²
 【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日】 報告対象建築物について直近の確認済証・完了検査済証の交付日を記入して下さい

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日 実施
 【ロ. 前回の検査】 ☐ 実施 (年 月 日 報告) ☐ 未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無

今回は初回の場合も未実施にチェックして下さい。

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

建築士または防火設備検査員の資格保有者情報を記入して下さい。

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
防火設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号

【ロ. 氏名】 (その他の検査者) 欄について。

【ハ. 氏名】 ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入してください。
 【ニ. 勤務先】 (概要書についても同様に追加処理してください。)

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

☐ 区画避難安全検証法 (階) ☐ 階避難安全検証法 (階)
☐ 全館避難安全検証法 ☐ その他 ()

【ロ. 防火設備】

☐ 防火扉 (枚) ☐ 防火シャッター (枚)
☐ 耐火クロススクリーン (枚) ☐ ドレンチャー (台)
☐ その他 (台)

防火扉は両開きであっても一枚で計上して下さい。

ドレンチャーは散水ヘッドの合計個数を記入して下さい。

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【要是正】の指摘について記入してください。また当該指摘の防火設備が設置されている区画の概要も併記して下さい。

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無

【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無

前項の検査指摘以外の不具合について記入して下さい。

(※第三面を参照)

【イ.不具合】 無にチェックの場合は、ロ、ハは未記入で可。

【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (年 月に改善予定) ☐ 予定なし

【8. 備考】

(第三面)

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
	今回の定期検査の指摘事項（検査結果表による要是正項目）とは別に、前回検査時以降に把握した各設備の故障・異常動作・損傷・腐食その他の劣化に起因するもの等について記入して下さい。			
	・考えられる原因 欄・・・不具合が生じた原因を記入。不明な時は「不明」と記入。 ・改善措置の概要 欄・・・既に実施している場合や改善予定がある場合は、具体的措置の概要を記入して下さい。 予定が無い場合は、その理由を記入して下さい。			

※注意書きページは報告書に必ず添付する必要はありません。

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は、記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が2人以上の時は、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備に関する直前の報告について記入してください。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係る全ての検査者について記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は、検査者の住所について記入してください。
- ⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の7第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全検証を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

- ⑫ 5 欄の「ロ」は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。
また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ⑬ 6 欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑮ 6 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7 欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7 欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち、当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7 欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7 欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7 欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6 欄において指摘されるものの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

検査結果表
(防火扉)

随時閉鎖式防火設備の全数を
検査実施して下さい。

検査を行った有資格者を全て
記入して下さい。

検査者が一人の場合
番号の記入は不要です。

《定期報告に関する告示の改正》
令和7年7月1日施行
●国土交通省告示第974号
●国土交通省告示第53号
告示改正による様式の変更箇所を赤字で表示しています。

「目視により確認する」点検方法について、センサー等の新技術を活用することを可能とするため、「目視等」(目視又はこれに類する方法により確認する)と改正

当該検査に 関与した 検査者		氏 名	検査者番号
		代表となる検査者 ○○ ○○	1
		その他の検査者 △△ △△	2

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
(1)	防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	○			1・2
(2)		扉の取付けの状況	○			1・2
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	○			1・2
(4)		常閉防火扉	固定の状況	—		
(5)		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況		○	1・2
(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○		1・2
(7)			感知の状況	○		
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況	—		
(9)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○		
(10)			結線接続の状況	○		1・2
(11)			接地の状況	○		1・2
(12)			予備電源への切り替えの状況	○		1・2
(13)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○		1・2
(14)			容量の状況	○		1・2
(15)		自動閉鎖装置	設置の状況	○		1・2
(16)			再ロック防止機構の作動の状況	○		1・2

(は) 検査方法	(に) 判定基準
目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてブッシュブルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、各階の主要な常閉防火扉について、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	昭和48年建設省告示第2563号第1第一号又は第二号イの規定に適合しないこと。
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(17)の項又は(18)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することにより足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
目視等により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
目視等により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
目視等又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果		担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正 既 存 不適格	
(17)	総合的な作動の状況	防火扉(常閉防火扉を除く。)の閉鎖の状況		○	1・2
(18)		防火区画(令第112条第11項から13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況	—	(17)個々の防火扉について作動・閉鎖の状況を確認して下さい。 ※(18)に係るものは除く。	
上記以外の検査項目					
特記事項					
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等		改善(予定)年月
(5)	人の通行の用に供する部分に設ける防火扉の作動の状況	随閉防火扉の運動エネルギーが10Jを超えている(既存不適格)	調整を要す。		未定
(17)	総合的な作動の状況	防火扉が完全に閉鎖しない。	調整を要す。		RO.O

(は) 検査方法
煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉((18)の項の点検が行われるものを除く。以下この(17)の項において同じ。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。

当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉(常閉防火扉を除く。以下この(18)の項において同じ。)の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。

(に) 判定基準
防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。

防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

(17)複数の防火扉が一同に連動閉鎖し、縦穴区画を形成する状況を確認して下さい。
※縦穴区画に単体の防火扉のみ設置されている場合は「—」

要是正や既存不適格の指摘がある場合は、特記事項欄に記入して下さい。
(「要是正」であり、改善の予定が無い場合は行政庁より「是正計画書」の提出が求められます。)

◆定期報告に関する告示の改正について◆

佐賀県・佐賀市では特定行政庁が規則にて特定建築物定期調査に調査項目を付加しているため、「常閉防火扉」については、令和7年7月1日の告示改正後も今までどおり特定建築物調査にて調査・報告となります。

検査結果表
(防火シャッター)

随時閉鎖式防火設備の全数を
検査実施して下さい。

検査を行った有資格者を全て
記入して下さい。

検査者が一人の場合
番号の記入は不要です。

「目視により確認する」点検方法について、センサー等の新技術を活用することを可能とする
ため、「目視等」(目視又はこれに類する方法により確認する)と改正

当該検査に関与した 検査者		氏 名	検査者番号
		代表となる検査者 ○○ ○○	1
		その他の検査者 △△ △△	2

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
(1)	防火 シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の 放置並びに照明器具及び懸垂物等 の状況	○		1・2
(2)		駆動装置 ※(二)の項から(四)の 項までの点検について は、日常的に開閉する ものに限る。	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	—	日常的に開閉する防火 シャッターに限る。	
(3)			スプロケットの設置の状況	—		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	—		
(5)			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	○		1・2
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	○		1・2
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○		1・2
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	○		1・2
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○		1・2
(10)		危害防止装置 (人の通行の用に供する 部分に設ける防火 シャッターに係るもの に限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況	○	○	1・2
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	○	○	1・2
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	○	○	1・2
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	○	○	1・2
(14)			作動の状況	○	○	1・2

(は) 検査方法	(に) 判定基準
目視等により確認する。	物品が放置されていること等により防火シャッターの閉鎖に支障があること。
目視等、聴診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
目視等により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。
目視等、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。
目視等、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
防火シャッターを閉鎖し、目視等により確認する。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。
目視等又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
目視等により確認する。	ケースに外れがあること。
目視等により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
目視等により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
目視等により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。
防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。	運動エネルギーが10 J を超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cm を超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。

番号	検 査 項 目		検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是正		
					既 存 不 適 格		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器	設置位置	○			1・2
(16)			感知の状況	(16)同等の方法で検査した記録 (1年以内)を利用可能。 ※消防法令による検査記録など。	○	ヒューズ式の防火シャッター ければ「－」 ※昭和49年1月より竪穴区 異種用途区画には煙感知連 動付けられていますので、 の区画に温度ヒューズがあ は 要是正と既存不適格 に○ 入。	
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	—			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○			
(19)			結線接続の状況	○			1・2
(20)			接地の状況	○			1・2
(21)			予備電源への切り替えの状況	○			1・2
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			1・2
(23)			容量の状況	○			1・2
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況	○			1・2
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況	—			1・2
手動閉鎖装置が未設置の場合、要是正ではありませんが、特記事項欄に記載して下さい。							
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	○	(26)個々の防火シャッター ついて作動・閉鎖の状況を 認して下さい。 ※(27)に係るものは除く。			
(27)		防火区画（令第112条第11項～13項までの規定に よる区画に限る。）の形成の状況	—				1・2
上記以外の検査項目							
特記事項							
番号	検査項目		指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等			改善（予 定）年月
(10)～ (14)	防火シャッター 危害防止装置		危害防止装置未設置(既存不適格)	危害防止装置を設置するこ とが望ましい。			未定
(25)	連動機構 手動閉鎖装置		手動閉鎖装置未設置	設置することが望ましい。			—

(は) 検査方法	(に) 判定基準
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(26)の項又は(27)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
目視等により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
目視等により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
目視等又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター(27)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

(27)複数の防火シャッターが一斉に連動閉鎖し、竪穴区画を形成する状況を確認して下さい。
※竪穴区画に単体の防火シャッターのみ設置されている場合は「－」

要是正や既存不適格の指摘がある場合は、特記事項欄に記入して下さい。
(「要是正」であり、改善の予定が無い場合は行政庁より「是正計画書」の提出が求められます。)

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

随時閉鎖式防火設備の全数を
検査実施して下さい。

検査を行った有資格者を全て
記入して下さい。

検査者が一人の場合
番号の記入は不要です。

当該検査に関与した 検査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者	〇〇 〇〇	1
	その他の検査者	△△ △△	2

番号	検 査 項 目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
(1)	耐火クロス スクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の 放置並びに照明器具及び懸垂物等 の状況	○		1・2
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	○		1・2
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	○		1・2
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○		1・2
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	○		1・2
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○		1・2
(7)		危害防止装置 (人の通行の用に供する部分に設ける耐火クロススクリーンに係るものに限り。)	危害防止用連動中継器の配線の状況	○	○	1・2
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	○	○	1・2
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	○	○	1・2
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	○	○	1・2
(11)		作動の状況	平成17年11月30日以前の建物で 危害防止装置が未設置の場合は、 要是正と既存不適格に○印を記入。			1・2

「目視により確認する」点検方法について、センサー等の新技術を活用することを可能とするため、「目視等」(目視又はこれに類する方法により確認する)と改正

(は) 検査方法	(に) 判定基準
目視等により確認する。	物品が放置されていること等により耐火クロススクリーンの閉鎖又は作動に支障があること。
目視等、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
目視等又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
目視等により確認する。	ケースに外れがあること。
目視等により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
目視等により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
目視等により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。
イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。	運動エネルギーが10 Jを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。
ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが10 Jを超えること又は閉鎖力が150 Nを超えること。

(7)～(10)巻取り式のみ検査対象
バランス式の場合該当しない

番号	検 査 項 目		検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是正		
						既 存 不 適 格	
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器	設置位置	○			1・2
(13)			感知の状況	○			1・2
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○			1・2
(15)			結線接続の状況	○			1・2
(16)			接地の状況	○			1・2
(17)			予備電源への切り替えの状況	○			1・2
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			1・2
(19)			容量の状況	○			1・2
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	○			1・2
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	—			1・2
手動閉鎖装置が未設置の場合、要是正ではありませんが、特記事項欄に記載して下さい。							
(22)	総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	○	(22) 個々の耐火クロススクリーンについて作動・閉鎖の状況を確認して下さい。 ※(23)に係るものは除く。		
(23)			防火区画（令第112条第11項～13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	—			
上記以外の検査項目							
特記事項							
番号	検査項目		指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等		改善（予定） 年月	
(7)～ (11)	耐火クロススクリーン 危害防止装置		危害防止装置未設置(既存不適格)	危害防止装置を設置することが望ましい。		未定	
(21)	連動機構 手動閉鎖装置		手動閉鎖装置未設置	設置することが望ましい。		—	

(は) 検査方法	(に) 判定基準
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(22)の項又は(23)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。	適正な時間内に感知しないこと。
目視等により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
目視等又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン((23)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。

(23) 複数の耐火クロススクリーンが一斉に連動閉鎖し、
縦穴区画を形成する状況を確認して下さい。
※縦穴区画に単体の耐火クロススクリーンのみ設置されている場合は「—」

要是正や既存不適格の指摘がある場合は、特記事項欄に記入して下さい。
(「要是正」であり、改善の予定が無い場合は行政庁より「是正計画書」の提出が求められます。)

検査結果表
（ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備）

随時閉鎖式防火設備の全数を
検査実施して下さい。

検査を行った有資格者を全て
記入して下さい。

検査者が一人の場合
番号の記入は不要です。

当該検査に関与した 検査者	氏 名		検査者番号
	代表となる検査者	〇〇 〇〇	1
	その他の検査者	△△ △△	2

「目視により確認する」点検方法について、センサー等の新技術を活用することを可能とする
ため、「目視等」（目視又はこれに類する方法により確認する）と改正

番号	検 査 項 目		検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是正		
					既 存 不適格		
(1)	ドレンチャー 等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	○			1・2
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	○			1・2
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	○			1・2
(4)		排水設備	排水の状況		○		1・2
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	○			1・2
(6)			給水装置の状況	○			1・2
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	○			1・2
(8)			結線接続の状況	○			1・2
(9)			接地の状況	○			1・2
(10)			ポンプ及び電動機の状況	○			1・2
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	○			1・2
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	○			1・2
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	○			1・2
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	○			1・2

(は) 検査方法	(に) 判定基準
目視等により確認する。	物品が放置されていること等によりドレンチャー等の作動に支障があること。
目視等により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。
目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視等により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視等により確認する。	排水が正常に行われなないこと。
目視等により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。
目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
目視等又は作動の状況により確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。
目視等又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
目視等又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量ないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。
常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
目視等又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。

番号	検 査 項 目		検査事項	検査結果			担当 検査者 番号	
				指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器 (火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	設置位置	○			1・2	
(16)			感知の状況	○			1・2	
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○			1・2	
(18)			結線接続の状況	○			1・2	
(19)			接地の状況	○			1・2	
(20)			予備電源への切り替えの状況	○			1・2	
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			1・2	
(22)			容量の状況	○			1・2	
(23)		自動作動装置	設置の状況	○			1・2	
(24)		手動作動装置	設置の状況	○			1・2	
(25)	総合的な作動の状況	(25)個々のドレンチャー等について作動・閉鎖の状況を確認して下さい。 ※(26)に係るものは除く。		○			1・2	
(26)		防火区画（施行令第112条第11項から13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況		—				
上記以外の検査項目								
特記事項								
番号	検査項目		指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等		改善（予定）年月		
(4)	ドレンチャー等 排水設備		排水溝にゴミが詰まっており、排水が十分に行われない。	排水溝の清掃		R.O.O		

(は) 検査方法	(に) 判定基準
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(25)の項又は(26)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
目視等により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
目視等又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。
目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等（(26)の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。
当該区画のうち1以上を対象として、(25)の項(は)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

(26)複数のドレンチャーが一斉に連動閉鎖し、縦穴区画を形成する状況を確認して下さい。

要是正や既存不適格の指摘がある場合は、特記事項欄に記入して下さい。
（「要是正」であり、改善の予定が無い場合は行政庁より「是正計画書」の提出が求められます。）

別添2様式（A4）

関係写真

要是正の指摘事項については写真が必要です！

部位	番号	検査項目	検査結果
	防火扉（17）	防火扉の閉鎖の状況	☒ 要是正 ☐ その他
「番号」「検査項目」は、それぞれ検査結果表の番号、検査項目を記入して下さい。 要是正等で当該部位の状況が確認できる写真を貼付		特記事項 防火扉が完全に閉塞しない 当該部位の指摘の状況を記入して下さい。	

部位	番号	検査項目	検査結果
	〇〇(▲)	●●●●●●●●	☐ 要是正 ☒ その他
要是正等で当該部位の状況が確認できる写真を貼付		特記事項 □□□□□□□□（既存不適格） ※また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば必要に応じて作成して下さい。その場合「その他」にチェックして下さい。	

（注意）

- この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
- 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

検 査 結 果 図

※当該 検査結果図の代わりに、各階平面図（A3）を添付することが出来ます。

注）各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記すること。

【検査結果図の記載について】

- 対象建築物の各階平面図を添付して下さい。（防火設備の設置の有無を問わない）
※防火区画が明示されていること。（R7.7.1告示改正により特定建築物定期報告調査図面に明示が求められています）
- それぞれの階をA3にて作成して下さい。
- 検査対象の全ての防火設備について、種類・設置個所を分かりやすく明示して下さい。
（防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン・ドレンチャーの別）
※報告書第二面【5】の【ロ】に記載された数と一致することを確認して下さい。
- 要是正等の指摘のある箇所を明記し、別添2の指摘写真と整合するように番号等を記入して下さい。

○防火設備の数が多い場合等は、階数別、防火設備種類別などの一覧表を表記して下さい。

『防火設備』 定期報告概要書の記入例

第三十六号の九様式（第六条、第六条の三、第十一条の三関係）（A 4）

定期検査報告概要書 (防火設備) (第一面)

報告の際は必ず佐賀県（市）の
ホームページより最新様式を
ダウンロードしてください。

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】

【3. 報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格) ☐ 指摘なし

【5. 不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無
【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無

【ハ. 不具合の概要】

- 【ニ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 年 月に改善予定)

☐ 予定なし（理由： ）

佐賀県（市）のホームページよりダウンロードされた最新様式（Excel版）では、
みどり色の着色セル部分は定期報告書の記載内容が反映される仕様になっていま
す。（直接入力不可）

ただし、みず色の着色セル部分、5.【ハ. 不具合の概要】と【ニ. 改善の状況
（理由欄）】については記載内容が反映されませんので直接入力が必要です。
報告書に合わせて入力してください。

※特定行政庁において第三者が台帳の閲覧請求を行った場合には規則第11条の規定に
より、当該 定期検査報告概要書を閲覧することができる事となっています。

「指摘なし」の場合は、第二面の印刷は不要のため報告書の内容は反映されません。指摘がある場合は報告書第二面の【6. 防火設備の検査の状況】の「要是正の指摘あり」に☑してください。（概要書第一面の「要是正の指摘あり」も同様に☑を。）

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 建築面積】 m²
【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事等 ☐ 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 年 月 日 実施
【ロ. 前回の検査】 ☐ 実施 (年 月 日 報告) ☐ 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
防火設備検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
【ロ. (その他の検査者) 欄について。
【ハ. ※検査者が2名以上の場合は、欄を追加して検査資格を有する全ての検査者について記入
【ニ. してください。
【ホ. 郵便番号】
【ヘ. 所在地】
【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

☐ 区画避難安全検証法 (階) ☐ 階避難安全検証法 (階)
☐ 全館避難安全検証法 ☐ その他 ()

【ロ. 防火設備】

☐ 防火扉 (枚) ☐ 防火シャッター (枚)
☐ 耐火クロススクリーン (枚) ☐ ドレンチャー (台)
☐ その他 (台)

【6. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があった防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

定期報告対象一覧(防火設備)

下表に掲げる建築物の随時閉鎖式の防火設備が対象となります。
(外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーは除きます)

対象(当該用途に供する床面積の合計が200㎡を超え、 避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの(赤字箇所を除く))			報告時期
用途		規模等(いずれかに該当するもの)	
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)公会堂又は集会場	・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積(客席部分)が200平方メートル以上のもの ・劇場・映画館・演芸場で、主階が1階にないもの	毎年 4月1日 から 翌年 3月31日 まで
2	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が500平方メートル以上のもの ・当該用途の床面積が3,000平方メートル以上のもの	
3	旅館又はホテル	・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの	
4	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限り)、就寝用途の児童福祉施設等	・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの(病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限り) ・当該用途の床面積が200平方メートル以上のもの	
5	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場(いずれも学校に附属するものを除く)	・当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積が2,000平方メートル以上のもの	
6	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)又は寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの ・当該用途の床面積が200平方メートル以上のもの	